

旅行条件書

お申込の前に必ずお読み下さい

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行业法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ウェック・トレック(観光庁長官登録旅行業第1662号 以下「当社」といいます)が企画及び募集し実施するものであり、ご旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は募集広告、本旅行条件書、当社の旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます)、及び別途お渡しする最終日程表等によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入のうえ、以下申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれ一部または全部にして取扱います。
海外旅行の場合: 5000円以上旅行代金まで
国内旅行の場合: 20000円以上旅行代金まで
- (2) 当社は電話等の通信手段により旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

4. 旅行申込条件

- (1) お申込み時点で15才未満の方は、保護者の同行を条件とします。(但し、一部コースを除きます。)
- (2) 旅行開始時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、身体に障害をお持ちの方、健常を害している方、妊娠中の方、その他特別な配慮を必要とするお客様は、お申込みの際にお申り出ください。当社は可能な限り合理的な範囲でこれに応じますが、健康診断書を提出していくべき場合もあります。団体行動で支障をきたすと当社が判断する場合は参加をお断りさせていただくか、または同伴者の同行を条件とする場合があります。
- (4) お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (5) 特定の旅客席を対象とした旅行については、ご参加者の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 特定の旅行へのご参加に際しては、事前に当社所定の健康診断書を提出していくべき場合があります。なお、診断の結果、健康状態が当該旅行に耐えられない恐れがある場合には、ご参加をお断りする場合もあります。
- (7) ご旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により、保護を要する状態にあると当社が判断する場合は、お客様の申出の有無にかかわらず必要な措置を取ることがあります。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (8) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、別途条件でお受けすることもあります。
- (9) お客様の都合により、旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定期日等の連絡が必要です。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りすることがあります。

5. 旅行契約の成立

- (1) 旅行契約は当社がお申込みを承認し、第3項の申込書と申込金を受理した時に成立いたします。
- (2) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書を持って代えさせていただきます。

6. 契約書面と最終旅行日程のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 契約書面を補足する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

7. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前に全額をお支払いいただきます。また、30日目にあたる日以前にお申込みの場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道、送迎バス等の利用運送機

関の運賃・料金(燃油サーチャージ等は含みません)(ただし、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます。)

- (2) 旅行日程に明示した観光料金
(3) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。ただしコースによっては異なります。)
(4) 旅行日程に明示した食事の食事料金及び税・サービス料金(機内食は除く)
(5) 手荷物運賃料金(運輸機関の定める規定重量、容積、個数の範囲内)
(6) 添乗員同行コースの添乗員共同費用

上記の料金はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しの対象とはなりません。

9. 旅行代金に含まれないもの

※第8項のほかは旅行代金に含まれていません。その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
(2) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲食費等個人的経費及びそれに伴う税・サービス料金
(3) 傷害、疾病に関する医療費
(4) 渡航手続諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、旅行保険料、渡航手続料金等)
(5) 日本国国外における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(6) 日本国内の空港税及地方税
(7) 旅行日程中の空港税等(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。)
(8) お一人部屋を使用する場合の追加料金
(9) 男女別階層以外の部屋を希望する場合の追加料金
(10) オプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
(11) 運送機関の課す付加運賃・料金

10. 渡航手続き

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種證明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社からは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社からはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができてもその責任を負いません。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない理由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

12. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 第11項により旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に対して譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、交替手数料(1人あたり1万円)をお支払いいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。

14. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

1 お客様の解除・払戻し

- (A) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
- (イ) お客様は次の項目に該当する場合は取消なしで旅行契約を解除することができます。
- A) 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものである場合に限ります。
- B) 第12項(イ)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- D) 当社がお客様に対し、第6項の(2)に記載の最終旅行日程表を同様に規定する日までにお渡しなかったとき。

E) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- (ウ) 当社は本項(1)のIのアにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)のIのイにより、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻いたします。

(エ) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消し及び所定の取消料を收受します。

- (オ) 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合、お客様が旅行をお取消しにならるべきときは、所定の取消料が必要となります)。

- (カ) 当社の責任となる各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を收受します。

II 当社の解除・払戻し

- (ア) お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)のIのアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- (イ) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

- A) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになつたとき。
- B) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- C) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- D) お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- E) お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

- F) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

- G) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない理由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- (ウ) 当社は本項(1)のIIのアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(1)のIIのイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

1 お客様の解除・払戻し

- (ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (イ) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰しない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

- (ウ) 本項(2)のIのイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領ことができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

II 当社の解除・払戻し

- (ア) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- A) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の繼續に耐えられないと認められたとき。

- B) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められたとき。

- C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

- D) 上記Cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情

報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

(イ) 解除の効果及び払い戻し

本項(2)のIIのアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担します。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

(ウ) 本項(2)のIIのアのA、Cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配を行います。

(エ) 当社が本項(2)のIIのアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

○取消料

一、国内旅行に係る取消料

区分	取消料
一 次販以外の募集型企画旅行契約	
二 航空会社がパウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関する航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用(以下、総称して「航空券取消料等」といいます。)の条件(以下「航空券取消条件」といいます。)及び金額を明示したもの(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ、 旅行契約締結後に解除する場合(口から木に掲げる場合を除く。)	イ、 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ、 旅行開始日の前日から起算して遡って二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハから木へまでに掲げる場合を除く。)	ロ、 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
ハ、 旅行開始日の前日から起算して遡って七日目に当たる日以降解除する場合(ニから木へまでに掲げる場合を除く。)	ハ、 旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
二、 旅行開始日の前日に解除する場合	二、 旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
木、 旅行開始日当日に解除する場合(ヘに掲げる場合を除く。)	木、 旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
ヘ、 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	ヘ、 旅行代金の100%以内
二、貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ、旅行開始日の前日から起算して遡って九十日目に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%以内
ロ、旅行開始日の前日から起算して遡って三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く)	旅行代金の50%以内
ハ、旅行開始日の前日から遡って二十日目に当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く)	旅行代金の80%以内
二、旅行開始日の前日から起算して遡って三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三、本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料に規定によります。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかつたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

二、海外旅行に係る取消料

区分	取消料
一、奔放出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
二、本邦出国時又は帰国時に、航空会社がパウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ、 旅行契約締結後に解除する場合(ロから木に掲げる場合を除く。)	イ、 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ、 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算して遡って四十日目に当たる日以降に解除するとき(ニから木までに掲げる場合を除く)	ロ、 旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
ハ、 旅行開始日の前日から起算して遡って三十日目に当たる日以降に解除する場合(二および木に掲げる場合を除く)	ハ、 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
二、 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(木に掲げる場合を除く)	二、 旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
木、 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	木、 旅行代金の100%以内

15. 旅程管理

当社は、安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し常に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。

(2) 上記(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当社の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、又、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

16. 添乗員

(1) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するため必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。

(2) お客様は旅行を円滑に実施するため添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。

(3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといいます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たつて、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社ににて通知があつたときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、経路変更などまたはこれによつて生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被つたときは、当社は本項(1)の場合を除き、お客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。また、上記の事由により旅行日程に変更・短縮が生じた場合は返金いたしません。

(3) 手荷物についての損害については、本項(1)の定めにかかわらず、損害発生の翌日から起算して、21日以内に当社ににて通知があつた場合に限り、お客様1人につき、15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

18. 特別補償

(1) 当社は前項の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問はず特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被つた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプロペラ機乗機そのこれらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負つ場合であつても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといいます。

19. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、萬が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

20. オプショナルツアーや情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取る当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーや」といいます。)の第18項(特別補償)の適用についてには、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(2) オプショナルツアーやの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアーや参加中にお客様に発生した第18項で規定する損害に対しては、同項の規定に基づく補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーやのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)。また、当該オプショナルツアーやの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拘ります。

(3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーやのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次のⅠ・Ⅱで規定する変更を除きます。)には、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- I 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 爆動工官公署の命令 オ. 欠航 不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、力. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- II 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります

○変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3
② パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1	2
③ パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1	2
④ パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1	2
⑤ パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
⑥ パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1	2
⑦ パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1	2
⑧ パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1	2
⑨ 前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間に差は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注3: ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いもののへの変更を伴う場合には適用しません。

注4: ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: ⑨に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

22. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

23. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただことがあります。

24. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することができますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税扱いがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワントン条約や国内諸法令により日本への持込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社からの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただけます。また、利用航空会社の変更により第17項(1)及び第21項(1)の責任を負いません。
- (4) 日本国内の空港等から、発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (5) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替えに関する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社からは、お客様の交替の場合に準じて、第13項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第14項の当社所定の取消料をいただきます。
- (6) 渡航先の衛生状況については、「海外渡航者のための感染症情報」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。
- (7) 渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報がされている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.anzenmofa.go.jp/>)または外務省海外安全相談センター(03-5501-8162)でご確認ください。

株式会社ウェック・トレック
代表取締役 古野 淳
東京都港区新橋6-22-8
尾島ビル5階 TEL 03-3437-8848
電話 03-3437-8848